

原発本第225号

2020年10月27日

原子力規制委員会 殿

住 所 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

申請者名 九州電力株式会社

代表者氏名 代表取締役社長執行役員 池辺 和弘

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、
2020年8月31日付け、原発本第162号をもって変更認可申請（2020年9月25日付け原
発本第178号及び2020年10月9日付け原発本第204号で一部補正）しました、玄海原子力
発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書について、下記のとおり一部補正いたします。

記

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の本文及び別添（玄海原子力発電所原子炉施
設保安規定変更前後比較表）について、下記のとおり一部補正する。

- ・本文のうち「2. 変更の理由」を添付1のとおり一部補正する。
- ・別添（玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表）を添付2のとおり一部補正する。

以 上

添付 1

本文のうち「2. 変更の理由」の一部補正

2. 変更の理由

(1) 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更

平成29年5月1日に施行された実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等により、原子力発電所における中央制御室の運転員等に対する有毒ガス防護を求められた。

これに対応するため、新たな条文を追加するとともに関連する条文の変更を行う。

・第1編 運転段階の原子炉施設編（3号炉及び4号炉に係る保安措置）

第3条（品質保証計画）

第5条（保安に関する職務）

第7条（玄海原子力発電所安全運営委員会）

第9条（原子炉主任技術者の職務等）

第14条（運転管理に関する社内基準の作成）

第17条（火災発生時の体制の整備）

第17条の2（内部溢水発生時の体制の整備）

第17条の2の2（火山影響等発生時の体制の整備）

第17条の3（その他自然災害発生時等の体制の整備）

第17条の3の2（有毒ガス発生時の体制の整備）【新規追加】

第17条の4（火山活動のモニタリング等の体制の整備）

第17条の6（重大事故等発生時の体制の整備）

第129条（所員への保安教育）

第130条（請負会社従業員への保安教育）

添付2 火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準

添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準

(2) 運用の明確化に伴う変更

運用の明確化に伴い、第1編及び第2編の第5条を変更する。

また、第2編の第5条及び第63条について、第1編の変更内容との整合を図るための変更を行う。

(3) 記載の適正化に伴う変更

記載の適正化に伴い、第1編の第7条、第14条及び第129条を変更する。

別添（玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表）の一部補正

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

第1編 運転段階の発電用原子炉施設編（3号炉及び4号炉に係る保安措置）
 第3章（品質保証計画）

後更變

第1編 運転段階の発電用原子炉施設編（3号炉及び4号炉に係る保安措置）

前更變

考備

- 4 -

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。また、その他の保安に関する職務については、「組織・権限規程」に従つて行う。</p> <p><中略></p> <p>(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p><中略></p> <p>(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p><中略></p> <p>(35) (22)、(23)及び(26)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時の体制の整備に関する業務を含む。また、(26)に定める職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る火災発生時の体制の整備に関する業務を含む。</p> <p>(36) (27)から(29)、(31)及び(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務を含む。(27)に定める職位の職務には、3号炉及び4号炉に係る有毒ガス発生時の体制の整備を除く。)</p> <p>(37) (27)から(29)、(31)から(33)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。</p> <p>(38) (20)及び(22)から(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転及び保守、設計及び工事に関する業務を含む。</p> <p>(39) (20)及び(22)から(32)に定める課長（以下「各課長」という。）並びに(16)、(19)、(21)及び(33)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長（以下、統称して「各課（室、センター）長」という。）は、所掌業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>以下、各課長のうち、(20)及び(27)から(32)で定める課長をいう場合は「各第二課長」といいう。</p> <p>また、各課（室、センター）長のうち、各第二課長並びに(16)、(19)、(21)及び(33)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長を含めた課（室、センター）長をいう場合には、「各第二課（室、センター）長」という。</p> <p>(37) 各課（室、センター）長は、課（室、センター）員等を指示、指導し、所管する業務を遂行する。また、各課（室、センター）員等は各課（室、センター）長の指示、指導に従い業務を実施する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。</p> <p><中略></p> <p>・運用の明確化に伴う変更</p> <p>・実用整備用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</p> <p><中略></p> <p>(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p><中略></p> <p>(35) (22)、(23)及び(26)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時の体制の整備に関する業務を含む。また、(26)に定める職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る火災発生時の体制の整備に関する業務を含む。</p> <p>(36) (27)から(29)、(31)及び(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務を含む。(27)に定める職位の職務には、3号炉及び4号炉に係る有毒ガス発生時の体制の整備を除く。)</p> <p>(37) (27)から(29)、(31)から(33)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。</p> <p>(38) (20)及び(22)から(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転及び保守、設計及び工事に関する業務を含む。</p> <p>(39) (20)及び(22)から(32)に定める課長（以下「各課長」という。）並びに(16)、(19)、(21)及び(33)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長（以下、統称して「各課（室、センター）長」という。）は、所掌業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>以下、各課長のうち、(20)及び(27)から(32)で定める課長をいう場合は「各第二課長」といいう。</p> <p>また、各課（室、センター）長のうち、各第二課長並びに(16)、(19)、(21)及び(33)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長を含めた課（室、センター）長をいう場合には、「各第二課（室、センター）長」という。</p> <p>(40) 各課（室、センター）長は、課（室、センター）員等を指示、指導し、所管する業務を遂行する。また、各課（室、センター）員等は各課（室、センター）長の指示、指導に従い業務を実施する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>・運用の明確化に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>(玄海原子力発電所安全運営委員会)</p> <p>第7条 発電所に玄海原子力発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会で審議した事項又はあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 運転管理に関する社内基準の制定及び改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 運転員の構成人員に関する事項 イ 当直の引継方法に関する事項 ウ 原子炉の起動及び停止操作に関する事項 エ 巡視点検に関する事項 オ 異常時の措置に関する事項 カ 警報発生時の措置に関する事項 キ 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 ク 定期的に実施する試験に関する事項 ケ 誤操作の防止に関する事項 コ 火災、内部溢水等発生時、火山影響等発生時及びその他の自然災害発生時等の体制の整備に関する事項 サ 重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項 <p><以下、省略></p>	<p>(玄海原子力発電所安全運営委員会)</p> <p>第7条 発電所に玄海原子力発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会で審議した事項又はあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 運転管理に関する社内基準の制定及び改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 運転員の構成人員に関する事項 イ 当直の引継方法に関する事項 ウ 原子炉の起動及び停止操作に関する事項 エ 巡視点検に関する事項 オ 異常時の措置に関する事項 カ 警報発生時の措置に関する事項 キ 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 ク 定期的に実施する試験に関する事項 ケ 誤操作の防止に関する事項 コ 火災、内部溢水等発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等の体制の整備に関する事項 サ 重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項 <p><以下、省略></p>	<p>・実用登電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</p> <p>・記載の適正化に伴う変更</p> <p>(記載の明確化)</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	変 更	後	備 考																																																														
<p>(原子炉主任技術者の職務等)</p> <p>第9条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関する保安監督を誠実かつ、最優先に行うこととし、次の各号に定める職務を「発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準」に従い、十分に遂行する。</p> <p><中 略></p>	<p>(原子炉主任技術者の職務等)</p> <p>第9条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関する保安監督を誠実かつ、最優先に行うこととし、次の各号に定める職務を「発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準」に従い、十分に遂行する。</p> <p><中 略></p>	<p>表9-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 文</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第17条 (火災発生時の体制の整備)</td> <td>第4項に定める火災が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の2 (内部溢水発生時の体制の整備)</td> <td>第4項に定める内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の2の2 (火山影響等発生時の体制の整備)</td> <td>第4項に定める火山影響等発生時に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の2の2の2 (火山影響等発生時の体制の整備)</td> <td>第5項に定める火山影響等発生時に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の3 (その他自然災害発生時の体制の整備)</td> <td>第4項に定める地震、津波及び電巻等が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の3の2 (有毒ガス発生時の体制の整備)</td> <td>第4項に定める有毒ガスが発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の6 (重大事故等発生時の体制の整備)</td> <td>第4項に定める成立性の確認訓練の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の7 (大規模損壊発生時の体制の整備)</td> <td>第4項に定める技術的能力の確認訓練の結果</td> </tr> <tr> <td>第83条 (重大事故等対処設備)</td> <td>第3項に定める要求される代替措置の確認</td> </tr> <tr> <td>第86条 (運転上の制限を満足しない場合)</td> <td>第11項に定める運転上の制限を満足していると判断した場合 第11項に定める原原子炉熱出力の上昇又は原子炉起動状態へ近づくモードへの移行</td> </tr> <tr> <td>第87条 (予防全目的とした点検・修理を実施する場合)</td> <td>第2項に定める必要な安全措置</td> </tr> <tr> <td>第88条 (異常時的基本的な対応)</td> <td>第11項に定める運転上の制限外から復帰していると判断した場合 第2項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合 第4項に定める異常が発生した場合</td> </tr> <tr> <td>第90条 (異常時の措置)</td> <td>第2項及び第3項に定める取替炉心の安全性の評価結果</td> </tr> <tr> <td>第95条 (燃料の取替等)</td> <td>第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> </tr> <tr> <td>第132条 (報告)</td> <td>第1項に定める第89条第1項に定める異常が発生した場合 第1項に定める放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合 第1項に定める外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合 第1項に定める実用炉の設置、運転等に関する規則(以下「実用炉規則」という。)第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合</td> </tr> </tbody> </table>	条 文	内 容	第17条 (火災発生時の体制の整備)	第4項に定める火災が発生した場合に講じた措置の結果	第17条の2 (内部溢水発生時の体制の整備)	第4項に定める内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果	第17条の2の2 (火山影響等発生時の体制の整備)	第4項に定める火山影響等発生時に講じた措置の結果	第17条の2の2の2 (火山影響等発生時の体制の整備)	第5項に定める火山影響等発生時に講じた措置の結果	第17条の3 (その他自然災害発生時の体制の整備)	第4項に定める地震、津波及び電巻等が発生した場合に講じた措置の結果	第17条の3の2 (有毒ガス発生時の体制の整備)	第4項に定める有毒ガスが発生した場合に講じた措置の結果	第17条の6 (重大事故等発生時の体制の整備)	第4項に定める成立性の確認訓練の結果	第17条の7 (大規模損壊発生時の体制の整備)	第4項に定める技術的能力の確認訓練の結果	第83条 (重大事故等対処設備)	第3項に定める要求される代替措置の確認	第86条 (運転上の制限を満足しない場合)	第11項に定める運転上の制限を満足していると判断した場合 第11項に定める原原子炉熱出力の上昇又は原子炉起動状態へ近づくモードへの移行	第87条 (予防全目的とした点検・修理を実施する場合)	第2項に定める必要な安全措置	第88条 (異常時的基本的な対応)	第11項に定める運転上の制限外から復帰していると判断した場合 第2項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合 第4項に定める異常が発生した場合	第90条 (異常時の措置)	第2項及び第3項に定める取替炉心の安全性の評価結果	第95条 (燃料の取替等)	第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合	第132条 (報告)	第1項に定める第89条第1項に定める異常が発生した場合 第1項に定める放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合 第1項に定める外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合 第1項に定める実用炉の設置、運転等に関する規則(以下「実用炉規則」という。)第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合	<p>表9-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 文</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第17条 (火災発生時の体制の整備)</td> <td>第4項に定める火災が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の2 (内部溢水発生時の体制の整備)</td> <td>第4項に定める内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の2の2 (火山影響等発生時の体制の整備)</td> <td>第4項に定める火山影響等発生時に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の3 (その他自然災害発生時の体制の整備)</td> <td>第4項に定める地震、津波及び電巻等が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の3の2 (有毒ガス発生時の体制の整備)</td> <td>第4項に定める有毒ガスが発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の6 (重大事故等発生時の体制の整備)</td> <td>第4項に定める成立性の確認訓練の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の7 (大規模損壊発生時の体制の整備)</td> <td>第4項に定める技術的能力の確認訓練の結果</td> </tr> <tr> <td>第83条 (重大事故等対処設備)</td> <td>第3項に定める運転上の制限を満足していると判断した場合 第11項に定める原原子炉熱出力の上昇又は原子炉起動状態へ近づくモードへの移行</td> </tr> <tr> <td>第86条 (運転上の制限を満足しない場合)</td> <td>第11項に定める運転上の制限を満足していると判断した場合 第11項に定める必要な安全措置</td> </tr> <tr> <td>第87条 (予防全目的とした点検・修理を実施する場合)</td> <td>第11項に定める運転上の制限外から復帰していると判断した場合 第2項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合 第4項に定める異常が発生した場合</td> </tr> <tr> <td>第88条 (異常時的基本的な対応)</td> <td>第2項及び第3項に定める取替炉心の安全性の評価結果</td> </tr> <tr> <td>第90条 (異常時の措置)</td> <td>第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> </tr> <tr> <td>第95条 (燃料の取替等)</td> <td>第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> </tr> <tr> <td>第132条 (報告)</td> <td>第1項に定める第89条第1項に定める異常が発生した場合 第1項に定める放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合 第1項に定める外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合 第1項に定める実用炉の設置、運転等に関する規則(以下「実用炉規則」という。)第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合</td> </tr> </tbody> </table> <p><以下、省略></p>	条 文	内 容	第17条 (火災発生時の体制の整備)	第4項に定める火災が発生した場合に講じた措置の結果	第17条の2 (内部溢水発生時の体制の整備)	第4項に定める内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果	第17条の2の2 (火山影響等発生時の体制の整備)	第4項に定める火山影響等発生時に講じた措置の結果	第17条の3 (その他自然災害発生時の体制の整備)	第4項に定める地震、津波及び電巻等が発生した場合に講じた措置の結果	第17条の3の2 (有毒ガス発生時の体制の整備)	第4項に定める有毒ガスが発生した場合に講じた措置の結果	第17条の6 (重大事故等発生時の体制の整備)	第4項に定める成立性の確認訓練の結果	第17条の7 (大規模損壊発生時の体制の整備)	第4項に定める技術的能力の確認訓練の結果	第83条 (重大事故等対処設備)	第3項に定める運転上の制限を満足していると判断した場合 第11項に定める原原子炉熱出力の上昇又は原子炉起動状態へ近づくモードへの移行	第86条 (運転上の制限を満足しない場合)	第11項に定める運転上の制限を満足していると判断した場合 第11項に定める必要な安全措置	第87条 (予防全目的とした点検・修理を実施する場合)	第11項に定める運転上の制限外から復帰していると判断した場合 第2項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合 第4項に定める異常が発生した場合	第88条 (異常時的基本的な対応)	第2項及び第3項に定める取替炉心の安全性の評価結果	第90条 (異常時の措置)	第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合	第95条 (燃料の取替等)	第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合	第132条 (報告)	第1項に定める第89条第1項に定める異常が発生した場合 第1項に定める放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合 第1項に定める外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合 第1項に定める実用炉の設置、運転等に関する規則(以下「実用炉規則」という。)第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合
条 文	内 容																																																																
第17条 (火災発生時の体制の整備)	第4項に定める火災が発生した場合に講じた措置の結果																																																																
第17条の2 (内部溢水発生時の体制の整備)	第4項に定める内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果																																																																
第17条の2の2 (火山影響等発生時の体制の整備)	第4項に定める火山影響等発生時に講じた措置の結果																																																																
第17条の2の2の2 (火山影響等発生時の体制の整備)	第5項に定める火山影響等発生時に講じた措置の結果																																																																
第17条の3 (その他自然災害発生時の体制の整備)	第4項に定める地震、津波及び電巻等が発生した場合に講じた措置の結果																																																																
第17条の3の2 (有毒ガス発生時の体制の整備)	第4項に定める有毒ガスが発生した場合に講じた措置の結果																																																																
第17条の6 (重大事故等発生時の体制の整備)	第4項に定める成立性の確認訓練の結果																																																																
第17条の7 (大規模損壊発生時の体制の整備)	第4項に定める技術的能力の確認訓練の結果																																																																
第83条 (重大事故等対処設備)	第3項に定める要求される代替措置の確認																																																																
第86条 (運転上の制限を満足しない場合)	第11項に定める運転上の制限を満足していると判断した場合 第11項に定める原原子炉熱出力の上昇又は原子炉起動状態へ近づくモードへの移行																																																																
第87条 (予防全目的とした点検・修理を実施する場合)	第2項に定める必要な安全措置																																																																
第88条 (異常時的基本的な対応)	第11項に定める運転上の制限外から復帰していると判断した場合 第2項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合 第4項に定める異常が発生した場合																																																																
第90条 (異常時の措置)	第2項及び第3項に定める取替炉心の安全性の評価結果																																																																
第95条 (燃料の取替等)	第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合																																																																
第132条 (報告)	第1項に定める第89条第1項に定める異常が発生した場合 第1項に定める放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合 第1項に定める外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合 第1項に定める実用炉の設置、運転等に関する規則(以下「実用炉規則」という。)第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合																																																																
条 文	内 容																																																																
第17条 (火災発生時の体制の整備)	第4項に定める火災が発生した場合に講じた措置の結果																																																																
第17条の2 (内部溢水発生時の体制の整備)	第4項に定める内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果																																																																
第17条の2の2 (火山影響等発生時の体制の整備)	第4項に定める火山影響等発生時に講じた措置の結果																																																																
第17条の3 (その他自然災害発生時の体制の整備)	第4項に定める地震、津波及び電巻等が発生した場合に講じた措置の結果																																																																
第17条の3の2 (有毒ガス発生時の体制の整備)	第4項に定める有毒ガスが発生した場合に講じた措置の結果																																																																
第17条の6 (重大事故等発生時の体制の整備)	第4項に定める成立性の確認訓練の結果																																																																
第17条の7 (大規模損壊発生時の体制の整備)	第4項に定める技術的能力の確認訓練の結果																																																																
第83条 (重大事故等対処設備)	第3項に定める運転上の制限を満足していると判断した場合 第11項に定める原原子炉熱出力の上昇又は原子炉起動状態へ近づくモードへの移行																																																																
第86条 (運転上の制限を満足しない場合)	第11項に定める運転上の制限を満足していると判断した場合 第11項に定める必要な安全措置																																																																
第87条 (予防全目的とした点検・修理を実施する場合)	第11項に定める運転上の制限外から復帰していると判断した場合 第2項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合 第4項に定める異常が発生した場合																																																																
第88条 (異常時的基本的な対応)	第2項及び第3項に定める取替炉心の安全性の評価結果																																																																
第90条 (異常時の措置)	第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合																																																																
第95条 (燃料の取替等)	第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合																																																																
第132条 (報告)	第1項に定める第89条第1項に定める異常が発生した場合 第1項に定める放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合 第1項に定める外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合 第1項に定める実用炉の設置、運転等に関する規則(以下「実用炉規則」という。)第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合																																																																

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>(運転管理に関する社内基準の作成)</p> <p>第14条 各第二課長（発電第一課当直課長を除く。）及び原子力訓練センター所長は、次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する社内基準を作成し、制定及び改正に当たっては、第7条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <p>(1) 原子炉の起動及び停止操作に関する事項 (2) 巡視点検に関する事項 (3) 異常時の措置に関する事項 (4) 警報発生時の措置に関する事項 (5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (6) 定期的に実施する試験に関する事項 (7) 誤操作の防止に関する事項 (8) 火災、内部溢水発生時、火山影響等発生時及びその他自然災害発生時等の体制の整備に関する事項 (9) 重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項</p>	<p>(運転管理に関する社内基準の作成)</p> <p>第14条 各第二課長（発電第一課当直課長を除く。）及び原子力訓練センター所長は、次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する社内基準を作成し、制定及び改正に当たっては、第7条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <p>(1) 原子炉の起動及び停止操作に関する事項 (2) 巡視点検に関する事項 (3) 異常時の措置に関する事項 (4) 警報発生時の措置に関する事項 (5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (6) 定期的に実施する試験に関する事項 (7) 誤操作の防止に関する事項 (8) 火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等及び有毒ガス発生時との体制の整備に関する事項 (9) 重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実用登録原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の一部改正に伴う変更 ・記載の適正化に伴う変更 ・記載の明確化

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第17条 防災課長は、火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動※1を行う体制の整備として、次の各号を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、火災防護計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害、<u>有毒ガス</u>対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第17条 防災課長は、火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動※1を行なう体制の整備として、次の各号を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、火災防護計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害、<u>有毒ガス</u>対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p><以下、省略></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置 ・部改正に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更	後	備 考
<p>(内部溢水発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の2 防災課長は、原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>(内部溢水発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の2 防災課長は、原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>(内部溢水発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の2 防災課長は、原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p><以下、省略></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置 ・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 後	備 考
<p>(火山影響等発生時の体制の整備)</p> <p>第 17 条の 2 の 2 防災課長は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合又は発生した場合（以下「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動※を行ふ体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付 2 に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害、<u>有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</u></p> <p><以下、省略></p>	<p>(火山影響等発生時の体制の整備)</p> <p>第 17 条の 2 の 2 防災課長は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合又は発生した場合（以下「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動※を行ふ体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付 2 に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害、<u>有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</u></p> <p><以下、省略></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実用發電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の記載 ・基準に関する規則等の一部改正に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>(その他自然災害発生時等の体制の整備)</p> <p>第17条の3 防災課長は、原子炉施設内においてその他自然災害（「地震、津波及び竜巻等」をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動※1を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有害ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>定する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>(その他自然災害発生時等の体制の整備)</p> <p>第17条の3 防災課長は、原子炉施設内においてその他自然災害（「地震、津波及び竜巻等」をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動※1を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有害ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>の基準に従い策定する。</p> <p>・実用發電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 部改正に伴う変更</p>	<p>(その他自然災害発生時等の体制の整備)</p> <p>第17条の3 防災課長は、原子炉施設内においてその他自然災害（「地震、津波及び竜巻等」をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動※1を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有害ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>の基準に従い策定する。</p> <p>・実用發電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 部改正に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>【新規追加】</p> <p><u>(有毒ガス発生時の体制の整備)</u></p> <p>第17条の3の2 防災課長は、発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合（以下「有毒ガス発生時」という。）における運転員及び緊急時対策所で重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員の防護のための活動※1を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行ったために必要な要員の配置</p> <p>(2) 有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行ったために必要な教育訓練</p> <p>(3) 有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行ったために必要な資機材の配備</p> <p>2 各第二課長（技術第二課長及び発電第二課長を除く。）は、前項の計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行ったために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>3 防災課長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4 各第二課長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1：有毒ガス発生時にを行う活動を含む（以下、本条において同じ）。</p>		<ul style="list-style-type: none">・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>(火山活動のモニタリング等の体制の整備)</p> <p>第17条の4 原子力土木建築部長は、破局的噴火の可能性が十分小さいことを継続的に確認することを目的に火山活動のモニタリングを行う体制の整備として、次の(1)及び(2)を含む計画を策定する。また、原子力管理部長及び原子力技術部長は、破局的噴火への発展の可能性につながる結果が観測された場合における必要な対応を行う体制の整備として、次の(3)及び(4)を含む計画を策定する。なお、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>(火山活動のモニタリング等の体制の整備)</p> <p>第17条の4 原子力土木建築部長は、破局的噴火の可能性が十分小さいことを継続的に確認することを目的に火山活動のモニタリングを行う体制の整備として、次の(1)及び(2)を含む計画を策定する。また、原子力管理部長及び原子力技術部長は、破局的噴火への発展の可能性につながる結果が観測された場合における必要な対応を行う体制の整備として、次の(3)及び(4)を含む計画を策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実用登録用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更 	

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 後	備 考
<p>(重大事故等発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の6 社長は、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故が発生した場合(以下「重大事故等発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に当たって、財産(設備等)保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p><中 略></p>	<p>(重大事故等発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の6 社長は、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故が発生した場合(以下「重大事故等発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に当たって、財産(設備等)保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p><中 略></p> <p>5 各第二課長(土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。)は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。また、手順書を定めるに当たっては、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応による実施基準」に従うとともに、重大事故等対処設備を使用する際の切替えの容易性を配慮し、第4項(1)アの役割に応じた内容とする。</p> <p>(1) 重大事故等発生時ににおける炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p> <p>(2) 重大事故等発生時ににおける原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること</p> <p>(3) 重大事故等発生時ににおける使用済燃料ビットに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p> <p>(4) 重大事故等発生時ににおける原子炉停止における燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p> <p>(5) 発生する有毒ガスからの運転員、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の防護に関すること</p> <p>二上</p> <p>6 各第二課長(土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。)及び原子力訓練センター所長は、第4項の計画に基づき、重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動に必要な体制の整備を実施する。</p> <p>7 各第二課長(土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。)は、第4項(1)の要員に第5項の手順を遵守させる。</p> <p><以下、省略></p>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一 部改正に伴う変更</p> <p>5 各第二課長(発電第二課当直課長を除く。)は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。また、手順書を定めるに当たっては、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応による実施基準」に従うとともに、重大事故等対処設備を使用する際の切替えの容易性を配慮し、第4項(1)アの役割に応じた内容とする。</p> <p>(1) 重大事故等発生時ににおける炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p> <p>(2) 重大事故等発生時ににおける原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること</p> <p>(3) 重大事故等発生時ににおける使用済燃料ビットに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p> <p>(4) 重大事故等発生時ににおける原子炉停止における燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p> <p>(5) 発生する有毒ガスからの運転員、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の防護に関すること</p> <p>二上</p> <p>6 各第二課長(発電第二課当直課長を除く。)及び原子力訓練センター所長は、第4項の計画に基づき、重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動に必要な体制の整備を実施する。</p> <p>7 各第二課長(発電第二課当直課長を除く。)は、第4項(1)の要員に第5項の手順を遵守させる。</p> <p><以下、省略></p>
		- 15 -

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>(請負会社従業員への保安教育)</p> <p>第130条 各課（室、センター）長（発電第一課当直課長、発電第二課当直課長及びプラント管理課当直課長を除く。）は、「教育訓練基準」に基づき、次に定める事項を実施する。</p> <p><中略></p> <p>(5) 各課長（発電第二課当直課長、プラント管理課長及びプラント管理課当直課長を除く。）は、原子炉施設に関する作業のうち、火災、内部溢水、火山影響等及びその他自然災害（地震、津波及び竜巻等）及び有毒ガス発生時の措置における業務の補助を請負会社に行わせる場合は、当該業務に從事する請負会社従業員に対し、安全上必要な教育が表129-1の実施方針のうち「左記以外の技術系所員」に準じる保安教育「火災、内部溢水、火山影響等及びその他自然災害（地震、津波及び竜巻等）発生時の措置に関すること」の実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p><以下、省略></p> <p>(請負会社従業員への保安教育)</p> <p>第130条 各課（室、センター）長（発電第二課当直課長、プラント管理課長及びプラント管理課当直課長を除く。）は、「教育訓練基準」に基づき、次に定める事項を実施する。</p> <p><中略></p> <p>(5) 各課長（発電第二課当直課長、プラント管理課長及びプラント管理課当直課長を除く。）は、原子炉施設に関する作業のうち、火災、内部溢水、火山影響等及びその他自然災害（地震、津波及び竜巻等）及び有毒ガス発生時の措置における業務の補助を請負会社に行わせる場合は、当該業務に從事する請負会社従業員に対し、安全上必要な教育が表129-1の実施方針のうち「左記以外の技術系所員」に準じる保安教育「火災、内部溢水、火山影響等及びその他自然災害（地震、津波及び竜巻等）及び有毒ガス発生時の措置に関すること」の実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p><以下、省略></p>	<p>(請負会社従業員への保安教育)</p> <p>第130条 各課（室、センター）長（発電第二課当直課長、プラント管理課長及びプラント管理課当直課長を除く。）は、「教育訓練基準」に基づき、次に定める事項を実施する。</p> <p><中略></p> <p>(5) 各課長（発電第二課当直課長、プラント管理課長及びプラント管理課当直課長を除く。）は、原子炉施設に関する作業のうち、火災、内部溢水、火山影響等及びその他自然災害（地震、津波及び竜巻等）及び有毒ガス発生時の措置における業務の補助を請負会社に行わせる場合は、当該業務に從事する請負会社従業員に対し、安全上必要な教育が表129-1の実施方針のうち「左記以外の技術系所員」に準じる保安教育「火災、内部溢水、火山影響等及びその他自然災害（地震、津波及び竜巻等）及び有毒ガス発生時の措置に関すること」の実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p><以下、省略></p>	<p>(請負会社従業員への保安教育)</p> <p>第130条 各課（室、センター）長（発電第二課当直課長、プラント管理課長及びプラント管理課当直課長を除く。）は、「教育訓練基準」に基づき、次に定める事項を実施する。</p> <p><中略></p> <p>(5) 各課長（発電第二課当直課長、プラント管理課長及びプラント管理課当直課長を除く。）は、原子炉施設に関する作業のうち、火災、内部溢水、火山影響等及びその他自然災害（地震、津波及び竜巻等）及び有毒ガス発生時の措置における業務の補助を請負会社に行わせる場合は、当該業務に從事する請負会社従業員に対し、安全上必要な教育が表129-1の実施方針のうち「左記以外の技術系所員」に準じる保安教育「火災、内部溢水、火山影響等及びその他自然災害（地震、津波及び竜巻等）及び有毒ガス発生時の措置に関すること」の実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p><以下、省略></p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

第129条（所員への保安教育）

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

第129条（所員への保安教育）

1

後更變

保育教育の実施方針（総括表）

- ・実用審査原稿及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に關する規則等の一部改正に伴う変更
 - ・記載欄の適正化に伴う変更
(関係する所員の明確化)

10. 全般にSOPの実施率が低く、規程通りの実施が困難な状況である。

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

第129条（所員への保安教育）

三

更
好

保安教育の実施方針（運転員等）

1：各対象者に要求されている教育項目は、以下のとおり。
2：記載するに当たつての考え方は、

・本教育は、同一細目であっても対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある

(ある教育で、複数の細目をカバーする場合もある)。

- 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一
部改正に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規定第1編は、2020年9月18日から施行する。</p> <p>2 第73条（ディーゼル発電機－モード1、2、3及び4以外－）の表73-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉のディーゼル発電機又は移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>3 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更に係る規定は、令和2年5月1日以後最初の発電用原子炉施設に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の16第1項の検査（定期事業者検査）を終了した日以後に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規定第1編は、20XX年XX月XX日から施行する。</p> <p>2 第73条（ディーゼル発電機－モード1、2、3及び4以外－）の表73-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉のディーゼル発電機又は移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>3 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更に係る規定は、令和2年5月1日以後最初の発電用原子炉施設に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の16第1項の検査（定期事業者検査）を終了した日以後に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><附則第3項 従前の例></p> <p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;"><中 略></p> <p>(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火灾、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p style="text-align: center;"><中 略></p> <p>(35) (20)及び(22)から(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転及び保守、設計及び工事に関する業務を含む。</p> <p>(36) (20)及び(22)から(32)に定める課長（以下「各課長」という。）並びに(16)、(19)、(21)及び(33)に定める品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長（以下、総称して「各課（室、センター）長」という。）は、所掌業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>以下、各課長のうち、(20)及び(27)から(32)で定める課長をいう場合は「各第二課長」という。</p> <p>また、各課（室、センター）長のうち、各第二課長並びに(16)、(19)、(21)及び(33)に定める品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長を含めた課（室、センター）長をいう場合には、「各第二課（室、センター）長」という。</p> <p>(37) 各課（室、センター）長は、課（室、センター）員等を指示、指導し、所管する業務を遂行する。また、各課（室、センター）員等は各課（室、センター）長の指示、指導に従い業務を実施する。</p> <p style="text-align: center;"><以下、省略></p> <p style="text-align: right;">(規定なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置 ・構造及び設備の基準に関する規則等の一 部改正に伴う変更 		

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><附則第3項 従前の例></p> <p>(玄海原子力発電所安全運営委員会)</p> <p>第7条 発電所に玄海原子力発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会で審議した事項又はあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 運転管理に関する社内基準の制定及び改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 運転員の構成人員に関する事項 イ 当直の引継方法に関する事項 ウ 原子炉の起動及び停止操作に関する事項 エ 巡視点検に関する事項 オ 異常時の措置に関する事項 カ 警報発生時の措置に関する事項 キ 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 ク 定期的に実施する試験に関する事項 ケ 誤操作の防止に関する事項 コ 火災、内部漏水発生時、火山影響等発生時及びその他自然災害発生時等の体制の整備に関する事項 サ 重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項 <p>(規定なし)</p> <p><以下、省略></p>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置標示及び運営の一部改正に伴う変更</p>	

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	<附則第3項 従前の例>	備考																														
	<p>(原子炉主任技術者の職務等)</p> <p>第9条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に關し保安の監督を誠実かつ、最優先に行うことを行務とし、次の各号に定める職務を「発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準」に従い、十分に遂行する。</p> <p><中略></p> <p>表9-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第17条（火災発生時の体制の整備）</td> <td>第4項に定める火災が発生した場合に詳じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の2（内部溢水発生時の体制の整備）</td> <td>第4項に定める内部溢水が発生した場合に詳じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の2の2（火山影響等発生時の体制の整備）</td> <td>第5項に定める火山影響等発生時に詳じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の3（その他自然災害発生時の体制の整備）</td> <td>第4項に定める地震、津波及び竜巻等が発生した場合に詳じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の6（重大事故等発生時の体制の整備）</td> <td>第4項に定める成立性の確認訓練の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の7（大規模爆発発生時の体制の整備）</td> <td>第1項に定める技術的能力の確認訓練の結果</td> </tr> <tr> <td>第83条（重大事故等対応設備）</td> <td>第3項に定める要求される代替設備の確認</td> </tr> <tr> <td>第86条（運転上の制限を満足しない場合）</td> <td>第11項に定める運転上の制限を満足していると判断した場合 第11項に定める原子炉熱出力の上昇又は原子炉起動状態へ近づくモードへの移行 第2項に定める必要な安全措置</td> </tr> <tr> <td>第87条（予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合）</td> <td>第11項に定める運転上の制限外から復帰していると判断した場合</td> </tr> <tr> <td>第89条（異常時の基本的な対応）</td> <td>第2項及び第4項に定める異常が発生した場合</td> </tr> <tr> <td>第90条（異常時の措置）</td> <td>第4項に定める原因調査及び対応措置</td> </tr> <tr> <td>第95条（燃料の取替等）</td> <td>第2項及び第3項に定める取替炉心の安全性の評価結果</td> </tr> <tr> <td>第132条（報告）</td> <td>第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合 第1項に定める第89条第1項に定める異常が発生した場合</td> </tr> <tr> <td>(規定なし)</td> <td>第1項に定める放射性液体廢棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合 第1項に定める外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合 第1項に定める発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合</td> </tr> </tbody> </table>	条文	内容	第17条（火災発生時の体制の整備）	第4項に定める火災が発生した場合に詳じた措置の結果	第17条の2（内部溢水発生時の体制の整備）	第4項に定める内部溢水が発生した場合に詳じた措置の結果	第17条の2の2（火山影響等発生時の体制の整備）	第5項に定める火山影響等発生時に詳じた措置の結果	第17条の3（その他自然災害発生時の体制の整備）	第4項に定める地震、津波及び竜巻等が発生した場合に詳じた措置の結果	第17条の6（重大事故等発生時の体制の整備）	第4項に定める成立性の確認訓練の結果	第17条の7（大規模爆発発生時の体制の整備）	第1項に定める技術的能力の確認訓練の結果	第83条（重大事故等対応設備）	第3項に定める要求される代替設備の確認	第86条（運転上の制限を満足しない場合）	第11項に定める運転上の制限を満足していると判断した場合 第11項に定める原子炉熱出力の上昇又は原子炉起動状態へ近づくモードへの移行 第2項に定める必要な安全措置	第87条（予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合）	第11項に定める運転上の制限外から復帰していると判断した場合	第89条（異常時の基本的な対応）	第2項及び第4項に定める異常が発生した場合	第90条（異常時の措置）	第4項に定める原因調査及び対応措置	第95条（燃料の取替等）	第2項及び第3項に定める取替炉心の安全性の評価結果	第132条（報告）	第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合 第1項に定める第89条第1項に定める異常が発生した場合	(規定なし)	第1項に定める放射性液体廢棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合 第1項に定める外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合 第1項に定める発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び運営 ・基準に関する規則等の一部改正に伴う変更
条文	内容																															
第17条（火災発生時の体制の整備）	第4項に定める火災が発生した場合に詳じた措置の結果																															
第17条の2（内部溢水発生時の体制の整備）	第4項に定める内部溢水が発生した場合に詳じた措置の結果																															
第17条の2の2（火山影響等発生時の体制の整備）	第5項に定める火山影響等発生時に詳じた措置の結果																															
第17条の3（その他自然災害発生時の体制の整備）	第4項に定める地震、津波及び竜巻等が発生した場合に詳じた措置の結果																															
第17条の6（重大事故等発生時の体制の整備）	第4項に定める成立性の確認訓練の結果																															
第17条の7（大規模爆発発生時の体制の整備）	第1項に定める技術的能力の確認訓練の結果																															
第83条（重大事故等対応設備）	第3項に定める要求される代替設備の確認																															
第86条（運転上の制限を満足しない場合）	第11項に定める運転上の制限を満足していると判断した場合 第11項に定める原子炉熱出力の上昇又は原子炉起動状態へ近づくモードへの移行 第2項に定める必要な安全措置																															
第87条（予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合）	第11項に定める運転上の制限外から復帰していると判断した場合																															
第89条（異常時の基本的な対応）	第2項及び第4項に定める異常が発生した場合																															
第90条（異常時の措置）	第4項に定める原因調査及び対応措置																															
第95条（燃料の取替等）	第2項及び第3項に定める取替炉心の安全性の評価結果																															
第132条（報告）	第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合 第1項に定める第89条第1項に定める異常が発生した場合																															
(規定なし)	第1項に定める放射性液体廢棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合 第1項に定める外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合 第1項に定める発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合																															

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><附則第3項 従前の例></p> <p>(運転管理に関する社内基準の作成)</p> <p>第14条 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び原子力訓練センター所長は、次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する社内基準を作成し、制定及び改正に当たっては、第7条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 原子炉の起動及び停止操作に関する事項 (2) 巡視点検に関する事項 (3) 異常時の措置に関する事項 (4) 警報発生時の措置に関する事項 (5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (6) 定期的に実施する試験に関する事項 (7) 誤操作の防止に関する事項 (8) 大火災、内部溢水発生時、火山影響等発生時及びその他自然災害発生時の体制の整備に関する事項 (9) 重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項 	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置 ・構造及び設備の基準に関する規則等の一 部改正に伴う変更</p>	<p>(規定なし)</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><附則第3項 従前の例></p> <p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第17条 防災課長は、火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、火災防護計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p><以下、省略></p>	<p><附則第3項 従前の例></p> <p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第17条 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置標示及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</p>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置標示及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><附則第3項 従前の例></p> <p>(内部溢水発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の2 防災課長は、原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p style="text-align: center;"><以下、省略></p>	<p><附則第3項 従前の例></p> <p>(内部溢水発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の2 防災課長は、原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p style="text-align: center;"><以下、省略></p>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置 ・構造及び設備等の基準に関する規則等の一 部改正に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><附則第3項 従前の例></p> <p>(火山影響等発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の2の2 防災課長は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合又は発生した場合（以下「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動※1を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置標示及び設備等の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</p>	<p>(規定なし)</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><附則第3項 従前の例></p> <p>(その他自然災害発生時等の体制の整備)</p> <p>第17条の3 防災課長は、原子炉施設内においてその他自然災害（「地震、津波及び竜巻等」をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動**を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p><以下、省略></p>	<p><以下、省略></p>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置標示及び警報装置の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</p>

(規定なし)

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><附則第3項 従前の例></p> <p>(火山活動のモニタリング等の体制の整備)</p> <p>第17条の4 原子力土木建築部長は、破局的噴火の可能性が十分小さいことを継続的に確認することを目的に火山活動のモニタリングを行う体制の整備として、次の(1)及び(2)を含む計画を策定する。また、原子力管理部長及び原子力技術部長は、破局的噴火への発展の可能性につながる結果が観測された場合にはける必要な対応を行う体制の整備として、次の(3)及び(4)を含む計画を策定する。なお、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p><以下、省略></p>	<p><附則第3項 従前の例></p> <p>(火山活動のモニタリング等の体制の整備)</p> <p>第17条の4 原子力土木建築部長は、破局的噴火の可能性が十分小さいことを継続的に確認することを目的に火山活動のモニタリングを行う体制の整備として、次の(1)及び(2)を含む計画を策定する。また、原子力管理部長及び原子力技術部長は、破局的噴火への発展の可能性につながる結果が観測された場合にはける必要な対応を行う体制の整備として、次の(3)及び(4)を含む計画を策定する。なお、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置 ・構造及び設備等の基準に関する規則等の一 部改正に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><附則第3項 従前の例></p> <p>(重大事故等発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の6 社長は、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に当たって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p style="text-align: center;"><中 略></p> <p>5 各第二課長（土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。）は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。また、手順書を定めるに当たっては、添付3に示す「重大事故等及び大規模損傷対応に係る実施基準」に従うとともに、重大事故等対処設備を使用する際の切替えの容易性を配慮し、第4項(1)アの役割に応じた内容とする。</p> <p>(1) 重大事故等発生時ににおける炉心の著しい損傷を防止すること</p> <p>(2) 重大事故等発生時ににおける原子炉格納容器の破損を防止するための対策に關すること</p> <p>(3) 重大事故等発生時ににおける使用燃料ヒットに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に關すること</p> <p>(4) 重大事故等発生時における原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策に關すること</p> <p>6 各第二課長（土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。）及び原子力訓練センター所長は、第4項の計画に基づき、重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動に必要な体制の整備を実施する。</p> <p>7 各第二課長（土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。）は、第4項(1)の要員に第5項の手順を遵守させる。</p> <p style="text-align: center;"><以下、省略></p> <p style="text-align: center;">(規定なし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置標示及び設置規則等の一 部改正に伴う変更 	

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<附則第3項 従前の例> (請負会社従業員への保安教育) 第130条 各課(室、センター)長(発電第二課当直課長、プラント管理課長及びプラント管理課当直課長を除く。)は、「教育訓練基準」に基づき、次に定める事項を実施する。 <中略>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置標示及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</p> <p>(5) 各課長(発電第二課当直課長、プラント管理課長及びプラント管理課当直課長を除く。)は、原子炉施設に関する作業のうち、火災、内部溢水、火山影響等及びその他自然災害(地震、津波及び竜巻等)発生時の措置における業務の補助を請負会社に行わせる場合は、当該業務に從事する請負会社従業員に対し、安全上必要な教育が表129-1の実施方針のうち「左記以外の技術系所員」に準じる保安教育「火災、内部溢水、火山影響等及びその他自然災害(地震、津波及び竜巻等)発生時の措置に関すること」の実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p><以下、省略></p> <p>(規定なし)</p>	

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<附則第3項 従前の例> 第129条 (所員への保安教育)	<p>実用発電用原子炉及びその設備 属施設の位置、構造及び設備等の の基準に関する規則等の一 部改正に伴う変更</p> <p>保安教育の実施方針(範囲表)</p>	<p>実用発電用原子炉及びその設備 属施設の位置、構造及び設備等の の基準に関する規則等の一 部改正に伴う変更</p>

(規定なし)

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<附則第3項 従前の例>	<p>添付2　火災、内部溢水、火山現象、 自然災害対応及び火山活動のモニタリング等 に係る実施基準</p> <p>(規定なし)</p>	<ul style="list-style-type: none">・実用発電用原子炉及びその附屬施設の位置標示及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<附則第3項 従前の例>	<p>火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、火災、内部溢水、火山影響等発生時及びその他自然災害が発生した場合に対処する体制を維持管理していくための実施内容、並びに火山活動のモニタリング等の活動を行うために必要な体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p><以下、省略></p>	<ul style="list-style-type: none">・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置標示及び設備等の基準に関する規則等の一 部改正に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<附則第3項 従前の例> 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準 添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準	<p>本「実施基準」は、重大事故による重大事故若しくは重大事故が発生した場合又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリストによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合に對処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>また、重大事故等の発生及び極大的防止に必要な措置の運用手順等については、表－1から表－19に定める。なお、多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等については、規定文書に定める。</p> <p>1 重大事故等対策</p> <p><中略></p> <p>(3) 防災課長は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1.1項及び1.2項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>また、各第一課長（土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。）及び原子力訓練センター所長は、計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(4) 各第二課長（土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。）は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1.3項及び表－1から表－19に示す「重大事故等の発生及び極大的防止に必要な措置の運用手順等」を含む手順を整備し、1.1(1)アの要員にこの手順を遵守させる。</p> <p><中略></p> <p>1.3 手順書の整備</p> <p>(1) 各第二課長（土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。）は、重大事故等発生時において、事象の種類及び事象の進展に応じて、重大事故等に的確、かつ、柔軟に対応するための内容を規定文書に定める。</p> <p>また、重大事故等の対処に関する事項について、使用主体に応じた内容を規定文書に定める。</p> <p><中略></p> <p>1.4 定期的な評価</p> <p>(1) 技術第二課長、安全管理第一課長、保修第一課長、発電第一課長及び原子力訓練センター所長は、1.1項から1.3項の活動の実施結果について、防災課長に報告する。</p> <p>(2) 防災課長は、(1)の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行ふとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>(3) 原子力管理部長は、1.1項及び1.2項の実施内容を踏まえ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p><以下、省略></p>	<p>・実用途用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
	<p>添付2 火災、内部溢水、火山現象、 自然災害対応及び火山活動のモニタリング等 に係る実施基準</p> <p>添付2 火災、内部溢水、火山現象、 自然災害、<u>有毒ガス</u>対応及び 火山活動のモニタリング等 に係る実施基準</p> <p>・実用発電用原子炉及びその附 属施設の位置、構造及び設備 の基準に関する規則等の一 部改正に伴う変更</p>	

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、火災、内部溢水、火山影響等発生時及びその他自然災害が発生した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容、並びに火山活動のモニタリング等の活動を行うため必要な体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>＜中略＞</p> <p>【新規追加】</p>	<p>火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、火災、内部溢水、火山影響等発生時、その他自然災害が発生した場合及びガスを確認した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容、並びに火山活動のモニタリング等の活動を行うため必要な体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>＜中略＞</p> <p>8 有毒ガス</p> <p>防災課長は、有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策部で重大事故等に対処するため必要な指示を行なう緊急時対策本部要員の防護のための活動を行う体制の整備として、次の8.1項から8.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各第二課長（技術第一課長及び発電第二課当直課長を除く。）は、計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行なうために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>8.1 要員の配置</p> <p>(1) 防災課長及び安全管理第一課長は、発電所構内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動原」という。）に随行・立会する者（以下「立会人」という。）及び有毒ガスの発生を終息させるために必要な措置（以下「終息活動」という。）を行なう要員等を配置する。</p> <p>8.2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 安全管理第一課長は、関係所員に対して、有毒ガス発生時における運動員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動に係る教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>(2) 安全管理第二課長は、運動員、緊急時対策本部要員、立会人及び終息活動を行なう要員に対して、有毒ガス発生時における防護具の着用のための教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>8.3 資機材の配備</p> <p>(1) 防災課長及び安全管理第一課長は、有毒ガス発生時における運動員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行なうために必要な防護具等の資機材を配備する。</p> <p>8.4 手順書の整備</p> <p>(1) 各第二課長（技術第二課長及び発電第二課当直課長を除く。）は、有毒ガス発生時における運動員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行なうために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置標示及び運送設備等の基準に関する規則等の一 部改正に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
8 有毒ガス 続き		
<p>【新規追加】</p> <p>ア 有毒ガス防護の確認に関する手順</p> <p>(イ) 安全管理第一課長、保修第二課長及び土木建築課長は、発電所敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有害化学物質（以下「固定源」という。）に対する、(イ)項、(リ)項及びウ軍の実施により、運転員及び緊急時対策本部要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。</p> <p>(リ) 安全管理第一課長は、発電所敷地内並びに中央制御室等から半径10km近傍に新たな有毒化学物質の性状、貯蔵状況等の変更を確認し、固定源の見直しがある場合は、有毒ガスが発生した場合の吸気中の有毒ガス濃度評価を実施し、評価結果に基づき必要な有毒ガス防護を実施する。可動源の見直しがある場合は、必要な有毒ガス防護を実施する。</p> <p>(リ) 保修第二課長及び土木建築課長は、有毒ガス防護において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防波堤、覆い、中和槽等（以下「防波堤等」という。）について、適切に運用管理を実施する。</p> <p>イ 有毒ガス発生時の防護に関する手順</p> <p>(イ) 防災課長、安全管理第一課長及び発電第二課長は、可動源に対して、立会人の随行、通信連絡手段による連絡、中央制御室空調装置及び緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用並びに終息活動等の対策を実施する。</p> <p>(イ) 防災課長及び発電第二課長は、子育せぬ有毒ガスの発生に対して、防護具の着用及び防護具のバックアップ体制整備の対策を実施する。</p> <p>ウ 施設管理、点検</p> <p>保修第二課長及び土木建築課長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減するための防波堤等は、有毒ガス影響を軽減する機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修・取替えを行う。</p>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置構造及び設備の基準に関する規則等の一 部改正に伴う変更</p>	

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 大規模損壊対応に係る実施基準	添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準	備 考
<p>重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、重大事故による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合に對処しうる体制を維持管理していくための実施基準について定める。</p> <p>また、重大事故等の発生及び拡大の防止に必要な措置の運用手順等については、表－1から表－19に定める。なお、多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等については、規定文書に定める。</p> <p>1 重大事故等対策</p> <p><中 略></p> <p>(3) 防災課長は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1.1項及び1.2項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。 また、各第一課長(土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。)及び原子力訓練センター所長は、計画に基づき、重大事故等発生における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を実施する。</p> <p>(4) 各第二課長(発電第二課当直課長を除く。)は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1.3項及び表－19に示す「重大事故等の発生及び拡大の防止に必要な措置の運用手順等」を含む手順を整備し、1.1(1)アの要員にこの手順を遵守させる。</p> <p><中 略></p> <p>1.3 手順書の整備</p> <p>(1) 各第二課長(土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。)は、重大事故等発生時ににおいて、事象の種類及び事象の進展に応じて、重大事故等に的確、かつ、柔軟に対処するための内容を規定文書に定める。 また、重大事故等の対処に関する事項について、使用主体に応じた内容を規定文書に定める。</p> <p><中 略></p> <p>1.3 手順書の整備</p> <p>(1) 各第二課長(技術第一課長及び発電第一課当直課長を除く。)は、有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示・操作を行ふことができるよう、運転員、緊急時対策本部要員及び重大的事故等対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス濃度以下とするための判断基準以下とするための手順及び体制を規定文書に定める。</p>			

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>【新規追加】</p> <p>(7) 安全管理第二課長、保修第二課長及び十木建築課長は、発電所敷地内外の固定源に対して、有毒化学物質の確認、防液堤等の運用管理及び防液堤等の施設管理の実施により、運転員、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする手順及び体制を規定文書に定める。</p> <p>(8) 防災課長、安全管理第二課長及び発電第二課長は、可動源に対して、運転員及び緊急時対策本部要員が事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう立会人の施行、通信連絡手段による連絡、中央制御室空調装置及び緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用並びに終息活動等の手順を規定文書に定める。</p> <p>(9) 防災課長及び各電第二課長は、予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員及び緊急時対策本部要員のうち初動対応要員に対して配備した防護具を着用すること並びに防護器具のバックアップ体制を整備することにより、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう手順及び体制を規定文書に定める。</p> <p>(10) 防災課長、安全管理第二課長及び発電第二課長は、有毒ガスの発生による異常を検知した場合は、運転員に連絡し、運転員が通信連絡設備により、発電所内の必要な要員に有毒ガスの発生を周知する手順を規定文書に定める。</p> <p>(11) 防災課長は、常設設備と接続する屋外に設けられた可搬型重大事故等対処設備(原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る)の接続を行う地点における重大事故等対策要員の有毒ガス防護のため、1.2.(1)項で配備する薬品保護具を着用する手順を規定文書に定める。</p> <p><中略></p> <p>1.4 定期的な評価</p> <p>(1) 技術第二課長、安全管理第二課長、保修第二課長、発電第二課長及び原子力訓練センター所長は、1.1項から1.3項の活動の実施結果について、防災課長に報告する。</p> <p>(2) 防災課長は、(1)の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>(3) 原子力管理部長は、1.1項及び1.2項の実施内容を踏まえ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p><以下、省略></p> <p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置構造及び震度の一部改正に伴う変更の基準に関する規則等の一</p>	<p>添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>(7) 安全管理第二課長、保修第二課長及び十木建築課長は、発電所敷地内外の固定源に対して、有毒化学物質の確認、防液堤等の運用管理及び防液堤等の施設管理の実施により、運転員、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする手順及び体制を規定文書に定める。</p> <p>(8) 防災課長、安全管理第二課長及び発電第二課長は、可動源に対して、運転員及び緊急時対策本部要員が事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう立会人の施行、通信連絡手段による連絡、中央制御室空調装置及び緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用並びに終息活動等の手順を規定文書に定める。</p> <p>(9) 防災課長及び各電第二課長は、予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員及び緊急時対策本部要員のうち初動対応要員に対して配備した防護具を着用すること並びに防護器具のバックアップ体制を整備することにより、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう手順及び体制を規定文書に定める。</p> <p>(10) 防災課長、安全管理第二課長及び発電第二課長は、有毒ガスの発生による異常を検知した場合は、運転員に連絡し、運転員が通信連絡設備により、発電所内の必要な要員に有毒ガスの発生を周知する手順を規定文書に定める。</p> <p>(11) 防災課長は、常設設備と接続する屋外に設けられた可搬型重大事故等対処設備(原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る)の接続を行う地点における重大事故等対策要員の有毒ガス防護のため、1.2.(1)項で配備する薬品保護具を着用する手順を規定文書に定める。</p> <p><中略></p> <p>1.4 定期的な評価</p> <p>(1) 各第二課長(発電第二課当直課長を除く。)及び原子力訓練センター所長は、1.1項から1.3項の活動の実施結果について、防災課長に報告する。</p> <p>(2) 防災課長は、(1)の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>(3) 原子力管理部長は、1.1項及び1.2項の実施内容を踏まえ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p><以下、省略></p> <p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置構造及び震度の一部改正に伴う変更の基準に関する規則等の一</p>	

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>第2編 廃止措置段階の発電用原子炉施設編（1号炉及び2号炉に係る保安措置） (保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。また、その他の保安に関する職務については、「組織・権限規程」に従つて行う。</p> <p><中略></p> <p>(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備及び3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p><中略></p> <p>(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備及び3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p><中略></p> <p>(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備及び3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(35) (22)、(23)及び(26)に定める各職位の範囲には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時の体制の整備に関する業務を含む。また、(26)に定める職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る火災発生時の体制の整備に関する業務を行つて行う。</p> <p>(36) (27)から(29)、(31)及び(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務を含む。(27)に定める職位の範囲には、3号炉及び4号炉に係る有毒ガス発生時の体制の整備を除く。」</p> <p>(37) (27)から(29)、(31)から(33)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。</p> <p>(38) (20)及び(22)から(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転及び保守、設計及び工事に関する業務を含む。</p> <p>(39) (20)及び(22)から(32)に定める課長（以下「各課長」という。）並びに(16)、(19)、(21)及び(33)に定める安全管理保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長（以下、総称して「各課（室、センター）長」という。）は、所掌業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>以下、各課長のうち、(20)、(22)から(26)及び(32)で定める課長をいふ場合は「各廃止措置課長」という。</p> <p>また、各課（室、センター）長のうち、各廃止措置課長並びに(16)、(19)、(21)及び(33)に定める安全管理保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長を含めた課（室、センター）長をいふ場合には、「各廃止措置課（室、センター）長」という。</p> <p>(37) 各課（室、センター）長は、課（室、センター）員等を指示、指導し、所管する業務を遂行する。また、各課（室、センター）員等は各課（室、センター）長の指示、指導に従い業務を実施する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>第2編 廃止措置段階の発電用原子炉施設編（1号炉及び2号炉に係る保安措置） (保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。</p> <p><中略></p> <p>(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行つて行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備及び3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行つて行う。</p> <p>(35) (22)、(23)及び(26)に定める各職位の範囲には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時の体制の整備に関する業務を含む。また、(26)に定める職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る火災発生時の体制の整備に関する業務を行つて行う。</p> <p>(36) (27)から(29)、(31)及び(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務を含む。(27)に定める職位の範囲には、3号炉及び4号炉に係る有毒ガス発生時の体制の整備を除く。」</p> <p>(37) (27)から(29)、(31)から(33)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。</p> <p>(38) (20)及び(22)から(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転及び保守、設計及び工事に関する業務を含む。</p> <p>(39) (20)及び(22)から(32)に定める課長（以下「各課長」という。）並びに(16)、(19)、(21)及び(33)に定める安全管理保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長（以下、総称して「各課（室、センター）長」という。）は、所掌業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>以下、各課長のうち、(20)、(22)から(26)及び(32)で定める課長をいふ場合は「各廃止措置課長」という。</p> <p>また、各課（室、センター）長のうち、各廃止措置課長並びに(16)、(19)、(21)及び(33)に定める安全管理保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長を含めた課（室、センター）長をいふ場合には、「各廃止措置課（室、センター）長」という。</p> <p>(40) 各課（室、センター）長は、課（室、センター）員等を指示、指導し、所管する業務を遂行する。また、各課（室、センター）員等は各課（室、センター）長の指示、指導に従い業務を実施する。</p> <p><以下、省略></p>	<ul style="list-style-type: none"> 運用の明確化に伴う変更 (第1編第5条との整合)

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

前更

第2編 廃止措置段階の発電用原子炉施設編（1号炉及び2号炉に係る保安指置）
第3編 第63条（所長への保安教育）

考備

- ・運用の明確化に伴う変更
(第1編第129条との整合)

（註）「新舊約全書」，即《聖經》。《舊約全書》是基督教徒所指的舊約聖經，即舊約全書；《新約全書》是基督教徒所指的新約聖經，即新約全書。

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

行
更

保安教育の実施方針(総括表)

- 運用の明確化に伴う変更
(第1編第129条との整合)

◎：専門的な知識をもつて問題に対する知識が得られていない状態(専門的知識が得られていない)

○：専門的な知識をもつて問題に対する知識が得られていない状態(専門的知識が得られていない)

△：専門的な知識をもつて問題に対する知識が得られていない状態(専門的知識が得られていない)

(+)：専門的知識を得た

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
附 則 (施行期日) 1 この規定第2編は、2020年9月18日から施行する。	附 則 (施行期日) 1 この規定第2編は、20XX年XX月XX日から施行する。 2 実用発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更に係る規定は、令和2年5月1日以後最初の3号炉及び4号炉発電用原子炉施設に係る核原料物質、燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の16第1項の検査(定期事業者検査)を終了した日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。	・運用の明確化に伴う変更 （第1編第5条及び第129条との整合）

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<附則第2項 従前の例> (保安に関する職務) 第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。また、その他の保安に関する職務については、「組織・権限規程」に従つて行う。 <中 略> (20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火灾、内部漏水、火山影響等、その他自然災害、重大事故等及び大規模地震発生時の体制の整備に関する業務を行う。	<附則第2項 従前の例> (保安に関する職務) 第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。また、その他の保安に関する職務については、「組織・権限規程」に従つて行う。 <中 略> (20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火灾、内部漏水、火山影響等、その他自然災害、重大事故等及び大規模地震発生時の体制の整備に関する業務を行う。	・運用の明確化に伴う変更 ・第1編第5条との整合

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

<p>変 更 前</p> <p>変 更 後</p>	<p>考 考</p> <p>備 備</p>	<p>・運用の明確化に伴う変更 （第1編第129条との整合）</p>																																																																																																											
<p>表 63-1 保安教育の実施方針（総括表）</p>																																																																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">大分類</th> <th rowspan="2">小分類 (実施が義務付けられた内容)</th> <th rowspan="2">内 容 (項目)</th> <th rowspan="2">実施時期</th> <th colspan="2">担当者と教育時間 (×3)</th> </tr> <tr> <th>講習会長</th> <th>押付が義務付けられた場合の実施時期と教育時間 (×3)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">入所時に実施する教育 ※1</td> <td>被子が着脱規則の遵守、性別に関すること</td> <td>被子が着脱規則に関する法令の把握や法令等の遵守^{※2}</td> <td rowspan="3">入所時（被子小売業者内 新規登録時）</td> <td>○ (1時間以上)</td> <td>○ (1時間以上)</td> </tr> <tr> <td>被子が脱ぎこむ</td> <td>被子が脱ぎこむの調査・性別に関すること</td> <td>○ (0.5時間以上)</td> <td>○ (0.5時間以上)</td> </tr> <tr> <td>被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること</td> <td>被子が脱ぎこむ主要な理由の調査・性別に関すること 被子が脱ぎこむ主要な理由の調査・性別に関すること</td> <td>○ (0.5時間以上)</td> <td>○ (0.5時間以上)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">就学式費用による事務教育 ※3</td> <td>被子の持込の許可に関すること</td> <td>被子が脱ぎこむ禁止措置に関すること</td> <td rowspan="3">就学式（就学式開催後 新規登録時）</td> <td>○ (0.5時間以上)</td> <td>○ (0.5時間以上)</td> </tr> <tr> <td>被子の持込の許可に関すること</td> <td>被子の持込の許可に関すること</td> <td>○ (0.5時間以上)</td> <td>○ (0.5時間以上)</td> </tr> <tr> <td>被子の持込の許可に関すること</td> <td>被子の持込の許可に関すること</td> <td>○ (0.5時間以上)</td> <td>○ (0.5時間以上)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">就学式費用による事務教育 ※3</td> <td>被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること</td> <td>被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること</td> <td rowspan="3">就学式（就学式開催後 新規登録時）</td> <td>○ (0.5時間以上)</td> <td>○ (0.5時間以上)</td> </tr> <tr> <td>被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること</td> <td>被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること</td> <td>○ (0.5時間以上)</td> <td>○ (0.5時間以上)</td> </tr> <tr> <td>被子の持込の許可に関すること</td> <td>被子の持込の許可に関すること</td> <td>○ (0.5時間以上)</td> <td>○ (0.5時間以上)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">就学式費用による事務教育 ※3</td> <td>被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること</td> <td>被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること</td> <td rowspan="3">就学式（就学式開催後 新規登録時）</td> <td>○ (0.5時間以上)</td> <td>○ (0.5時間以上)</td> </tr> <tr> <td>被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること</td> <td>被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること</td> <td>○ (0.5時間以上)</td> <td>○ (0.5時間以上)</td> </tr> <tr> <td>被子の持込の許可に関すること</td> <td>被子の持込の許可に関すること</td> <td>○ (0.5時間以上)</td> <td>○ (0.5時間以上)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">就学式費用による事務教育 ※3</td> <td>被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること</td> <td>被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること</td> <td rowspan="3">就学式（就学式開催後 新規登録時）</td> <td>○ (0.5時間以上)</td> <td>○ (0.5時間以上)</td> </tr> <tr> <td>被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること</td> <td>被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること</td> <td>○ (0.5時間以上)</td> <td>○ (0.5時間以上)</td> </tr> <tr> <td>被子の持込の許可に関すること</td> <td>被子の持込の許可に関すること</td> <td>○ (0.5時間以上)</td> <td>○ (0.5時間以上)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">就学式費用による事務教育 ※3</td> <td>被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること</td> <td>被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること</td> <td rowspan="3">就学式（就学式開催後 新規登録時）</td> <td>○ (0.5時間以上)</td> <td>○ (0.5時間以上)</td> </tr> <tr> <td>被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること</td> <td>被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること</td> <td>○ (0.5時間以上)</td> <td>○ (0.5時間以上)</td> </tr> <tr> <td>被子の持込の許可に関すること</td> <td>被子の持込の許可に関すること</td> <td>○ (0.5時間以上)</td> <td>○ (0.5時間以上)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">就学式費用による事務教育 ※3</td> <td>被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること</td> <td>被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること</td> <td rowspan="3">就学式（就学式開催後 新規登録時）</td> <td>○ (0.5時間以上)</td> <td>○ (0.5時間以上)</td> </tr> <tr> <td>被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること</td> <td>被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること</td> <td>○ (0.5時間以上)</td> <td>○ (0.5時間以上)</td> </tr> <tr> <td>被子の持込の許可に関すること</td> <td>被子の持込の許可に関すること</td> <td>○ (0.5時間以上)</td> <td>○ (0.5時間以上)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; vertical-align: top;"> <p>※1 各施設運営部（第1セクション）及び、実施訓練基準に沿い、各施設の教習室は一部について十分な知識的な活動を実行していることについては、担当する教育について記載することとする。 ※2 本規則第129条第1項第1号の「被子」は、被子の持込を許すことを指す。 ※3 各施設で実施されている教育項目は、当該施設の運営会社が定めたものとする。</p> </td></tr> </tbody> </table>	大分類	小分類 (実施が義務付けられた内容)	内 容 (項目)	実施時期	担当者と教育時間 (×3)		講習会長	押付が義務付けられた場合の実施時期と教育時間 (×3)	入所時に実施する教育 ※1	被子が着脱規則の遵守、性別に関すること	被子が着脱規則に関する法令の把握や法令等の遵守 ^{※2}	入所時（被子小売業者内 新規登録時）	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)	被子が脱ぎこむ	被子が脱ぎこむの調査・性別に関すること	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること	被子が脱ぎこむ主要な理由の調査・性別に関すること 被子が脱ぎこむ主要な理由の調査・性別に関すること	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	就学式費用による事務教育 ※3	被子の持込の許可に関すること	被子が脱ぎこむ禁止措置に関すること	就学式（就学式開催後 新規登録時）	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	被子の持込の許可に関すること	被子の持込の許可に関すること	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	被子の持込の許可に関すること	被子の持込の許可に関すること	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	就学式費用による事務教育 ※3	被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること	被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること	就学式（就学式開催後 新規登録時）	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること	被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	被子の持込の許可に関すること	被子の持込の許可に関すること	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	就学式費用による事務教育 ※3	被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること	被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること	就学式（就学式開催後 新規登録時）	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること	被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	被子の持込の許可に関すること	被子の持込の許可に関すること	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	就学式費用による事務教育 ※3	被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること	被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること	就学式（就学式開催後 新規登録時）	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること	被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	被子の持込の許可に関すること	被子の持込の許可に関すること	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	就学式費用による事務教育 ※3	被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること	被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること	就学式（就学式開催後 新規登録時）	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること	被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	被子の持込の許可に関すること	被子の持込の許可に関すること	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	就学式費用による事務教育 ※3	被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること	被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること	就学式（就学式開催後 新規登録時）	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること	被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	被子の持込の許可に関すること	被子の持込の許可に関すること	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	<p>※1 各施設運営部（第1セクション）及び、実施訓練基準に沿い、各施設の教習室は一部について十分な知識的な活動を実行していることについては、担当する教育について記載することとする。 ※2 本規則第129条第1項第1号の「被子」は、被子の持込を許すことを指す。 ※3 各施設で実施されている教育項目は、当該施設の運営会社が定めたものとする。</p>		
大分類					小分類 (実施が義務付けられた内容)	内 容 (項目)	実施時期	担当者と教育時間 (×3)																																																																																																					
	講習会長	押付が義務付けられた場合の実施時期と教育時間 (×3)																																																																																																											
入所時に実施する教育 ※1	被子が着脱規則の遵守、性別に関すること	被子が着脱規則に関する法令の把握や法令等の遵守 ^{※2}	入所時（被子小売業者内 新規登録時）	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)																																																																																																								
	被子が脱ぎこむ	被子が脱ぎこむの調査・性別に関すること		○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)																																																																																																								
	被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること	被子が脱ぎこむ主要な理由の調査・性別に関すること 被子が脱ぎこむ主要な理由の調査・性別に関すること		○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)																																																																																																								
就学式費用による事務教育 ※3	被子の持込の許可に関すること	被子が脱ぎこむ禁止措置に関すること	就学式（就学式開催後 新規登録時）	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)																																																																																																								
	被子の持込の許可に関すること	被子の持込の許可に関すること		○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)																																																																																																								
	被子の持込の許可に関すること	被子の持込の許可に関すること		○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)																																																																																																								
就学式費用による事務教育 ※3	被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること	被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること	就学式（就学式開催後 新規登録時）	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)																																																																																																								
	被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること	被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること		○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)																																																																																																								
	被子の持込の許可に関すること	被子の持込の許可に関すること		○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)																																																																																																								
就学式費用による事務教育 ※3	被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること	被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること	就学式（就学式開催後 新規登録時）	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)																																																																																																								
	被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること	被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること		○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)																																																																																																								
	被子の持込の許可に関すること	被子の持込の許可に関すること		○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)																																																																																																								
就学式費用による事務教育 ※3	被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること	被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること	就学式（就学式開催後 新規登録時）	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)																																																																																																								
	被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること	被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること		○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)																																																																																																								
	被子の持込の許可に関すること	被子の持込の許可に関すること		○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)																																																																																																								
就学式費用による事務教育 ※3	被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること	被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること	就学式（就学式開催後 新規登録時）	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)																																																																																																								
	被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること	被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること		○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)																																																																																																								
	被子の持込の許可に関すること	被子の持込の許可に関すること		○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)																																																																																																								
就学式費用による事務教育 ※3	被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること	被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること	就学式（就学式開催後 新規登録時）	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)																																																																																																								
	被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること	被子が脱ぎこむの禁止措置に関すること		○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)																																																																																																								
	被子の持込の許可に関すること	被子の持込の許可に関すること		○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)																																																																																																								
<p>※1 各施設運営部（第1セクション）及び、実施訓練基準に沿い、各施設の教習室は一部について十分な知識的な活動を実行していることについては、担当する教育について記載することとする。 ※2 本規則第129条第1項第1号の「被子」は、被子の持込を許すことを指す。 ※3 各施設で実施されている教育項目は、当該施設の運営会社が定めたものとする。</p>																																																																																																													

(規定なし)